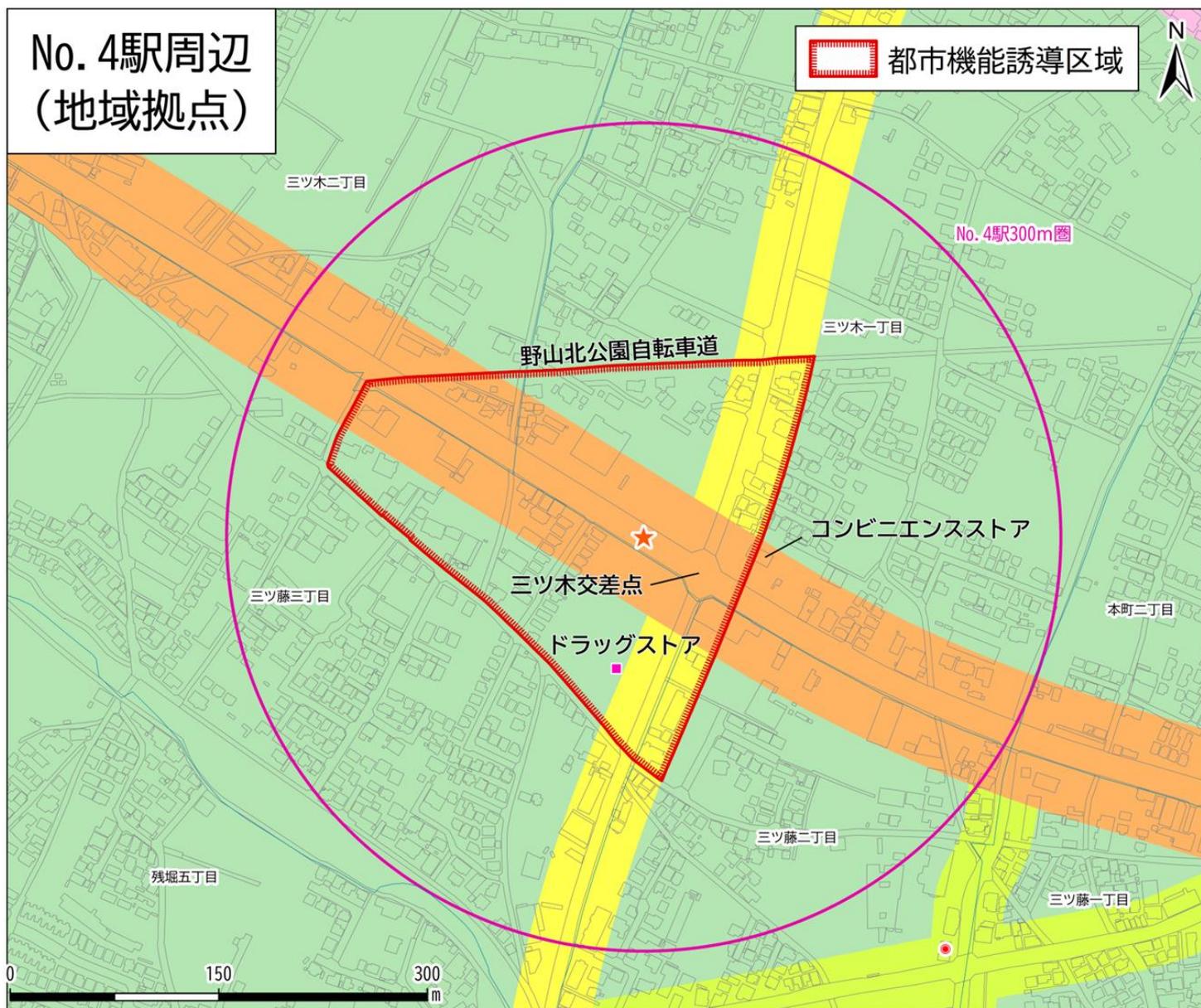


(仮称) No. 4 駅周辺の都市機能誘導区域



出典：武蔵村山市立地適正化計画（令和7年3月）

※本業務で検討を行う拠点施設については、本都市機能誘導区域内に整備・誘導を行うことを想定しています。

誘導施設一覧

機能	施設種別	No.5駅	No.4駅	No.3駅	No.2駅	No.1駅	施設種別
		地域拠点	地域拠点	中心拠点	地域拠点	準中心拠点	
行政	市役所			■			地方自治法第4条第1項に規定する施設
子育て	送迎保育ステーション	★	★	★	★	★	保育施設の登園前又は退園後の子どもを一時的に預かり、保育施設との往來を行う保育サービスを行う施設
商業	複合商業施設 ※延床面積 50,000㎡以上			■			複数の小売業、サービス業、飲食業、娯楽等の店舗が1か所に集まった延床面積が50,000㎡以上の大型商業施設
	複合商業施設 ※延床面積 5,000㎡以上					★	複数の小売業、サービス業、飲食業、娯楽等の店舗が1か所に集まった延床面積が5,000㎡以上の大型商業施設
	食料品店 ※延床面積 500㎡以上、 1,000㎡未満	★	★	★	★		延床面積が500㎡以上、1,000㎡未満の食料品を扱う小売店舗（スーパーマーケット、ドラッグストア等）
医療	病院			■	■		医療法第1条の5第1項に規定する施設
金融	銀行・ 信用金庫等			★			銀行法第2条に規定する施設、信用金庫法に基づく信用金庫、農水産業協同組合貯金保険法第2条第4項第1号に規定する事業を行う施設、日本郵便株式会社法第2条第4項に規定する施設
交流	運動交流施設		★	★	★		運動・健康づくりを通じた交流ができる施設
	青少年交流施設	★					青少年が文化活動、自習及び交流などの様々な活動を行える複合施設
	多世代交流施設		★		★	★	子どもから高齢者までの幅広い世代の方々が集い、相互に交流できる施設

★：誘導型…現状立地しておらず、新規施設の積極的な誘導を図る場合又は現状立地していても新規施設の立地を妨げない場合

■：維持型…既に立地しており、施設の維持を図る場合